

事 務 連 絡  
令和 5 年 12 月 20 日

平成 6 年以前から事業所を開設している事業者 各位

環境省環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル処理推進室

PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の  
実施状況等に関する調査への回答について（依頼）

平素よりポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関して、ご協力いただき、感謝申し上げます。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）に汚染された電気機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下のPCB使用製品は、廃棄後は低濃度PCB廃棄物に該当し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）及び同法施行令<sup>\*1</sup>に基づき、令和9年3月末までに処分委託することが義務づけられています。

環境省及び経済産業省は事業者等によるPCBに汚染された電気機器等の調査を促進するため、令和4年3月に「PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査手順と低濃度PCB廃棄物の適正処理について（手引き）」を策定・公表し、関係省庁及び業界団体の協力を得て、事業者向けの説明会等を通じて周知してきました。低濃度PCB廃棄物の期限内処理を確実に達成するため、PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有または保管に係る調査の実施状況を確認し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策を検討するため、本調査を実施することといたしました。

所属されている業界団体から本調査への協力依頼が届いた事業者の皆様におかれましては、【別添1】調査概要を参照の上、事業所（本社、支社、支店、工場、ビル、倉庫、研究所、その他施設等）の調査状況等について、事業所毎に【令和6年（2024年）1月26日（金）】までに以下のURLからご回答をお願いいたします。令和5年12月末時点での調査状況等をご回答ください。

【回答URL】 [https://sanpainet.webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf\\_pcbsurvey](https://sanpainet.webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf_pcbsurvey)

なお、いただいた回答は業種毎に集計し、低濃度PCB廃棄物の処理の加速化に向けた方策の検討に用い、本調査の目的以外には使用いたしません。ただし、自治体から依頼があった場合は、集計結果等を提供する場合があります。

本調査は幅広い事業者の皆様にご調査が行き届くよう、業界団体に依頼して調査依頼の連絡を出させていただきました。そのため、複数の業界団体に所属している事業者においては、重複して調査依頼の連絡が届く場合がございます。依頼内容は同じですので、いずれかにご回答ください。

また、回答方法等に関するオンライン説明会を、以下の日時に計6回開催します。ご不明点やご質問のある方は、ご都合のよいいずれかの説明会にご参加ください。

第1回 令和6年 1月11日(木) ①10:00～11:00、②14:00～15:00

第2回 " 1月17日(水) ①10:00～11:00、②14:00～15:00

第3回 " 1月23日(火) ①10:00～11:00、②14:00～15:00

※ オンライン説明会には以下の接続情報にてご参加ください。(各日程共通)

【URL】 <https://sanpainet.webex.com/sanpainet-jp/j.php?MTID=mbcac5f1db72add6ealca9aa9e0cde85c>

【ミーティング番号(アクセスコード)】 2518 789 1611

【ミーティングパスワード】 gPuNuMQ3w35

本調査の回答にあたりご不明点がございましたら、【別添2】「調査に関する質問と回答(事業者向け)」をご参照ください。

本調査に関する問い合わせは、下記にご連絡ください。

<連絡先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査事務局

担当者名：森川

電話番号：03-4355-0157 (平日9時30分～18時)

メールアドレス：[wmf\\_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp](mailto:wmf_pcbsurvey@sanpaizaidan.jp)

添付資料

別添1：調査概要

別添2：調査に関する質問と回答(事業者向け)

**【本件担当】**

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：谷口

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp